

産業廃棄物処理計画実施状況報告書の記入要領

(※特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書も準じて作成してください)

項 目	説 明
(第1面)	
提出者について	産業廃棄物処理計画書の提出者は、多量排出事業者が法人の場合は法人の代表者です。ただし、処理計画実施状況報告書の作成単位である支店等の代表者で提出することもできます。
提出者の住所	提出者の住所を府県名から記載してください。個人事業者の場合も考え方は同様です。
提出者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。屋号がある場合には屋号も記載してください。法人の場合は法人名、支店等の名称、代表者の氏名を記入してください。(代表者印、会社印等の押印は不要です。)
提出者の電話番号	上記提出者の電話番号を記入してください。
事業場の名称 (行政庁管轄内事業場)	「事業場」とは建設業においては「作業所(現場)」が該当します。但し、処理計画等の作成は「作業所(現場)」を総括的に管理している支店や営業所のような「支店等」を単位とします。 (注)「作業所(現場)」と「支店等」とが異なる行政庁の所管区域内に位置する場合は、「作業所(現場)」が位置する各行政庁の所管区域の事業場になります。
事業場の所在地	上記事業場の所在地を記入してください。
事業の種類	日本標準産業分類の「大分類D-建設業」に該当する中分類コード及び事業区分(06総合工事業、07職別工事業、08設備工事業)を選択し、記入してください。
産業廃棄物処理計画における計画期間	前年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記入した計画期間を記入してください。
産業廃棄物処理計画における目標値	項目ごとに、前年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記入した目標値を記入してください。
(第2面)	
(第2面)の入力について	「集計用シート」に入力すると自動的に第2面の該当部分に数値が入るように様式の電子ファイルを設定していますので、基本的には直接入力は不要ですが、うまく数値が入らない等の不具合がある場合については、直接入力してください。
①排出量	当該事業場において生じた産業廃棄物の量
②自ら直接再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
④自ら中間処理した量	①の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
⑤④のうち熱回収を行った量	④の量のうち、熱回収を行った量
⑥自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理をした後の量
⑦自ら中間処理により減量した量	④の量から⑥の量を差し引いた量
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量

⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	中間処理及び最終処分を委託した量
⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑩の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
⑫再生利用業者への処理委託量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量
⑬熱回収認定業者への処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
②+⑧自ら再生利用を行った量	②の量と⑧の量を合計したもの
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	③の量と⑨の量を合計したもの
(集計用シート)	
集計用シートの取扱いについて	第2面の入力を補助するとともに、根拠資料となるものです。法に基づく様式ではないため、多量排出事業者にかかる公表制度の対象外としていますが、提出のご協力をお願いします。
提出者の住所、名称、担当部署等について	提出内容について、確認のご連絡をさせていただくことがありますので、記入をお願いします。
産業廃棄物の種類について	コード表を参照のうえ、記入してください。
①～⑭の項目について	上記（第2面）をご参照ください。
⑮その他の中間処理委託料	⑩の量のうち、委託して破碎等の中間処理した量（⑫～⑭を除く）
⑯埋立処分委託料	⑩の量のうち、直接委託し埋立て最終処分した量
②+⑧自ら再生利用を行った量	②の量と⑧の量を合計したもの（上記のデータから自動計算されます）
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	③の量と⑨の量を合計したもの（上記のデータから自動計算されます）
(その他留意事項)	
個人情報の記入について	実施状況報告書は、公表制度（公衆への縦覧（インターネットによる公表））の対象となるため、代表者印、社員の個人名等、個人情報に該当する内容については、記入しないようにしてください。

コード表 廃棄物種類コード一覧

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
0100	燃え殻	燃え殻 (下記以外)
0110		焼却灰
0111		石炭灰
0112		廃棄物焼却灰
0120		廃カーボン・活性炭
0200	汚泥	汚泥 (下記以外)
0210		有機性汚泥
0211		下水汚泥
0220		無機性汚泥
0221		建設汚泥
0222		上水汚泥
0300	廃油	廃油 (下記以外)
0310		一般廃油
0311		鉱物系廃油
0312		動植物系廃油
0320		廃溶剤
0330		固形油
0340		油泥
0400	廃酸	廃酸 (下記以外)
0401		写真定着廃液
0500	廃アルカリ	廃アルカリ (下記以外)
0501		写真現像液
0600	廃プラスチック類	廃プラスチック類 (下記以外)
0601		廃タイヤ
0602		自動車用プラスチックバンパー
0603		廃農業用ビニール
0604		プラスチック製廃容器包装
0605		発泡スチロール
0606		発泡ウレタン
0607		発泡ポリスチレン
0608		塩化ビニル製建設資材
0700	紙くず	紙くず (下記以外)
0710		建設工事の紙くず
0711		ダンボール
0800	木くず	木くず (下記以外)
0810		建設工事の木くず
0811		伐採材・伐根材
0900	繊維くず	繊維くず (下記以外)
0910		建設工事の繊維くず
1000	動植物性残渣	動植物性残渣
1100	ゴムくず	ゴムくず
1200	金属くず	金属くず (下記以外)
1210		鉄くず
1220		非鉄金属くず
1221		鉛製の管又は板
1222		電線のくず
1300	ガラスくず等*	ガラスくず等 (下記以外)
1310		ガラスくず
1311		カレット
1312		廃ブラウン管 (側面部)
1313		ガラス製廃容器包装
1314		ロックウール
1315		石綿 (非飛散性)
1316		グラスウール
1317		岩綿吸音板
1320		陶磁器くず
1321		コンクリートくず
1322		廃石膏ボード
1323		ALC (軽量気泡コンクリート)
1400	鉱さい	鉱さい (下記以外)
1401		スラグ
1500	がれき類	がれき類 (下記以外)
1501		コンクリート破片
1502		アスコン破片
1600	動物の糞尿	動物の糞尿
1700	動物の死体	動物の死体
1800	ばいじん	ばいじん
1900	13号廃棄物	13号廃棄物

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
4000	動物系固形不要物	動物系固形不要物

不可分一体の産業廃棄物

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
2000	建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物
2010		安定型建設系混合廃棄物
2020		管理型建設系混合廃棄物
2021		新築系混合廃棄物
2022		解体系混合廃棄物
2100	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物
2200	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
2300	シュレッターダスト	シュレッターダスト
2410	石綿含有産業廃棄物	石綿含有建設混合廃棄物
2420		石綿含有ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず
2430		石綿含有廃プラスチック類
2440		石綿含有がれき類
2450		石綿含有紙くず
2460		石綿含有木くず
2470		石綿含有繊維くず (天然繊維)
2510	水銀使用製品産業廃棄物	電池類
2520		照明機器 (その他)
2521		照明機器 (HIDランプ)
2522		照明機器 (蛍光灯)
2530		医薬品等 (その他)
2531		医薬品等 (農薬)
2532		医薬品等 (医薬品)
2540		上記及び水銀回収義務付け製品以外
2550		水銀回収義務付け製品 (計測器以外)
2551		スイッチ及びリレー
2560		水銀回収義務付け製品 (計測器)
2561		水銀体温計
2562		水銀血圧計
2610	水銀含有ばいじん等	ばいじん
2620		燃え殻
2630		汚泥
2640		廃酸
2650		廃アルカリ
2660		鉱さい
3000	廃自動車	廃自動車 (下記以外)
3010		廃二輪車
3011		バイク
3012		自転車
3100	廃電気機械器具	廃電気機械器具 (下記以外)
3101		廃パチンコ機・廃パチスロ機
3102		プリント配線板
3103		テレビジョン受信機
3104		エアコンディショナー
3105		冷蔵庫
3106		洗濯機
3107		電子レンジ
3108		パーソナルコンピューター
3109		電話機
3110		自動販売機
3111		蛍光灯
3112		冷凍庫
3500	廃電池類	廃電池類 (下記以外)
3510		鉛蓄電池
3520		乾電池
3600	複合材	複合材

特別管理産業廃棄物

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
7000	引火性廃油	引火性廃油
7010	引火性廃油 (有害)	引火性廃油 (有害)
7100	強酸	強酸
7110	強酸 (有害)	強酸 (有害)
7200	強アルカリ	強アルカリ
7210	強アルカリ (有害)	強アルカリ (有害)
7300	感染性廃棄物	感染性廃棄物
7410	PCB等*2	廃PCB等 (下記以外)
7411		廃PCB
7412		PCB汚染物
7413		PCB処理物
7421	廃石綿等 (飛散性)	廃石綿等 (飛散性)
7422	指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423	銹さい (有害)	銹さい (有害)
7424	燃え殻 (有害)	燃え殻 (有害)
7425	廃油 (有害)	廃油 (有害)
7426	汚泥 (有害)	汚泥 (有害)
7427	廃酸 (有害)	廃酸 (有害)
7428	廃アルカリ (有害)	廃アルカリ (有害)
7429	ばいじん (有害)	ばいじん (有害)
7430	13号廃棄物 (有害)	13号廃棄物 (有害)

*1…ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず

*2…廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物

特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 実 施 状 況 報 告 書 の [集 計 用 シ ー ト]

報 告 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
各行政の所管区域内の作業所(現場)を総括的に管理する支店等の住所	各行政の所管区域内の作業所(現場)を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス

特別管理産業廃棄物の種類	計 画 の 実 施 状 況														②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行った量(t)			
	①排出量	②自ら直接 再生利用した量	③自ら直接 埋立処分した量	④自ら中間処理した量	⑤④のうち 熱回収を行った量	⑥自ら中間処理 した後の残さ量	⑦自ら中間処理 により減量した量	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	⑪=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑩+⑬+⑭+⑮+⑯						⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)		
	コード	名 称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	⑫再生利用者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外 の熱回収業者への処理委託量	⑮その他の中間処理 委託量(t)				⑯埋立処分委託量(t)	
コード 表参照	特別管理産業廃棄物の種類	当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑦の量を差し引いた量	⑧の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑪の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑪の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑪の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑫～⑮を除く)	⑪の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量		⑪の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)
1	7000	廃油(引火性)															0	0	
2	7100	廃酸(強酸)															0	0	
3	7200	廃アルカリ(強アルカリ)															0	0	
4	7421	廃石綿等															0	0	
5	7424	燃え殻(有害)															0	0	
6	7425	廃油(有害)															0	0	
7	7426	汚泥(有害)															0	0	
8	7427	廃酸(有害)															0	0	
9	7428	廃アルカリ(有害)															0	0	
10																	0	0	
11																	0	0	
12																	0	0	
13																	0	0	
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。
 (注2)上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、第2面も追加してください。

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

年 月 日

堺市長 殿

提出者
住所
氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期	

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	前々年度	t
	前年度	t

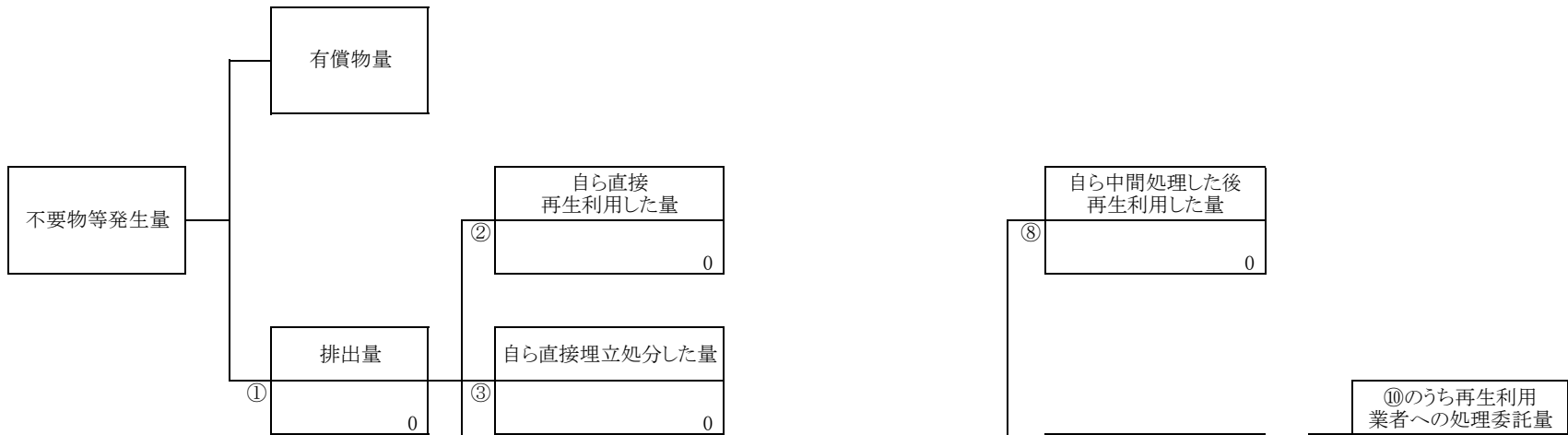
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

※事務処理欄

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類： 廃油(引火性)

)

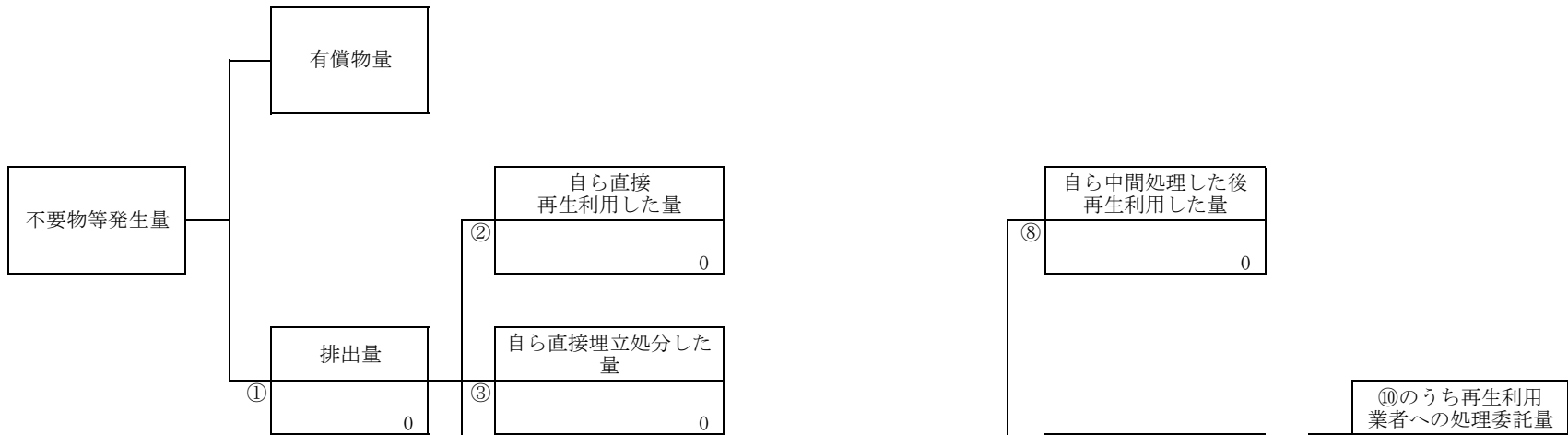


項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

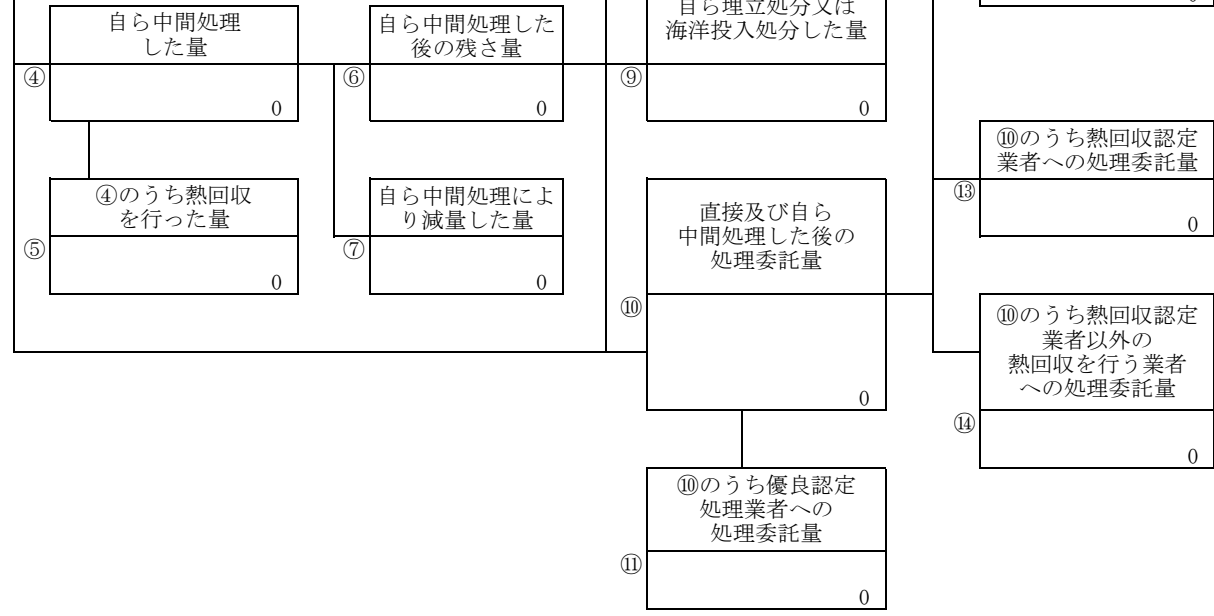
計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類： 廃酸(強酸)

)



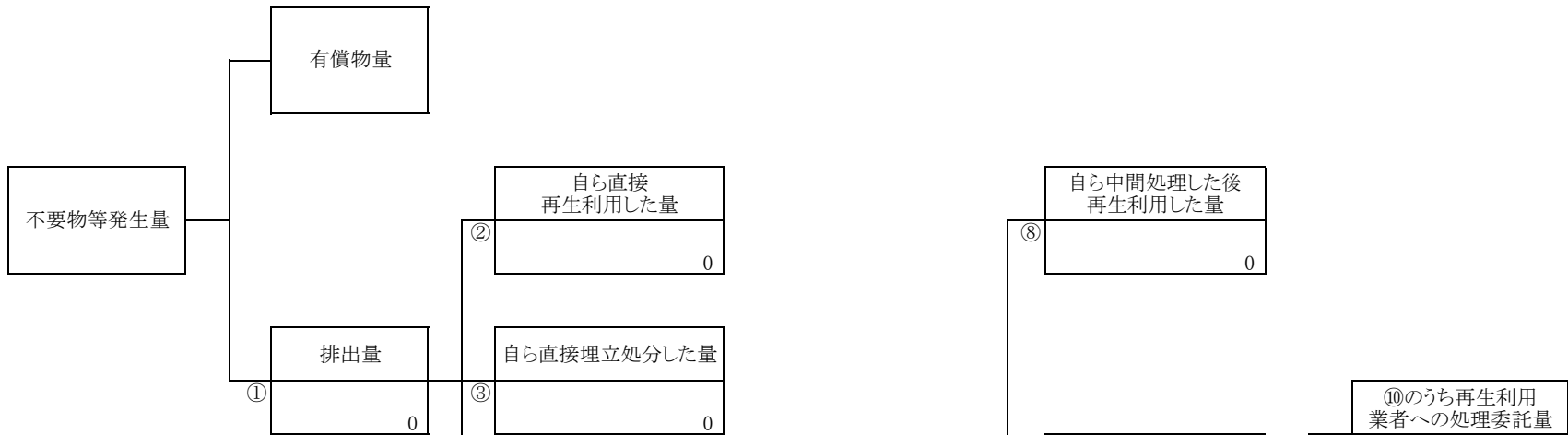
項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類： 廃アルカリ(強アルカリ)

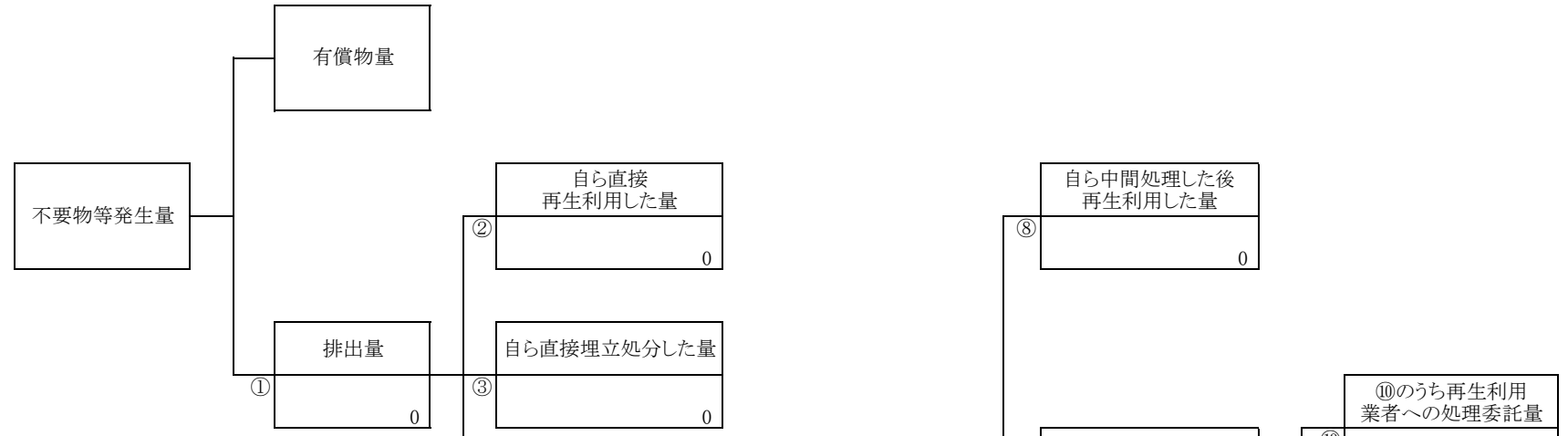
)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類： 廃石綿等)

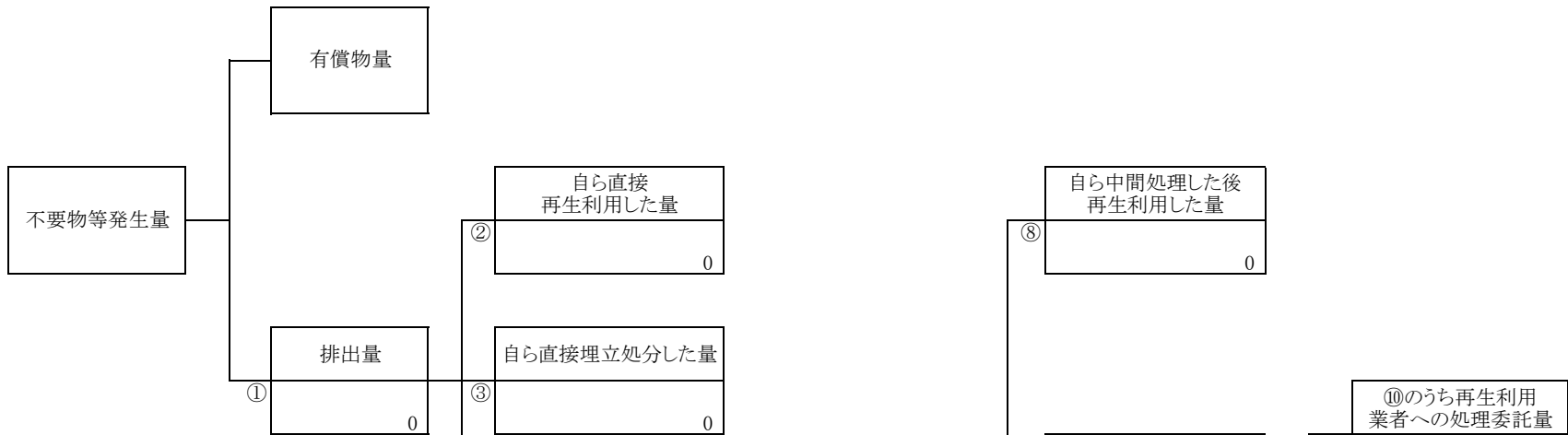


項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類：燃え殻(有害)

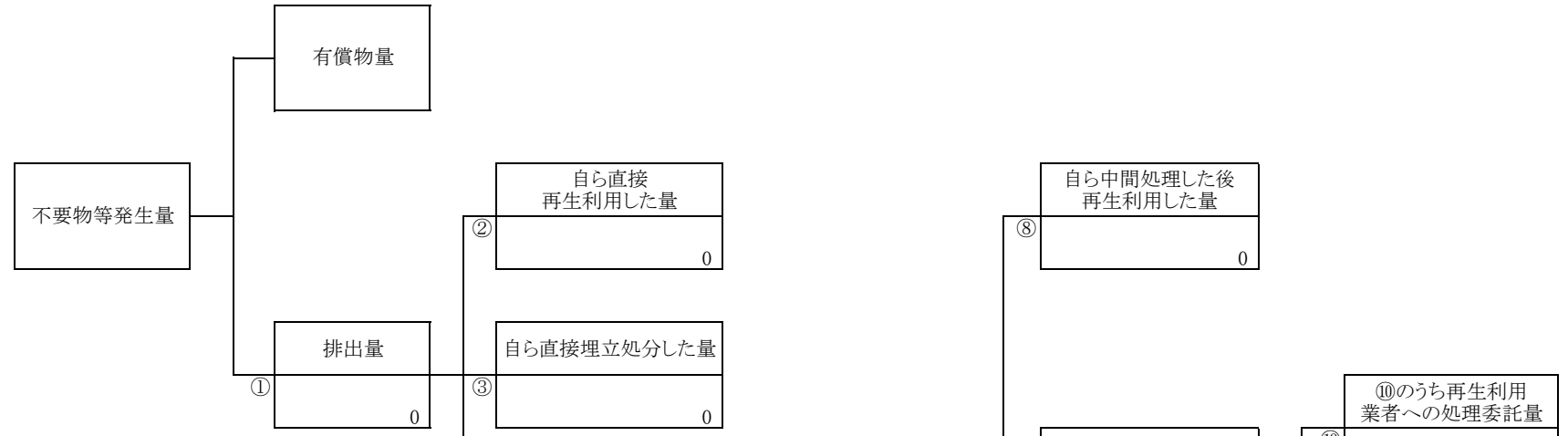
)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

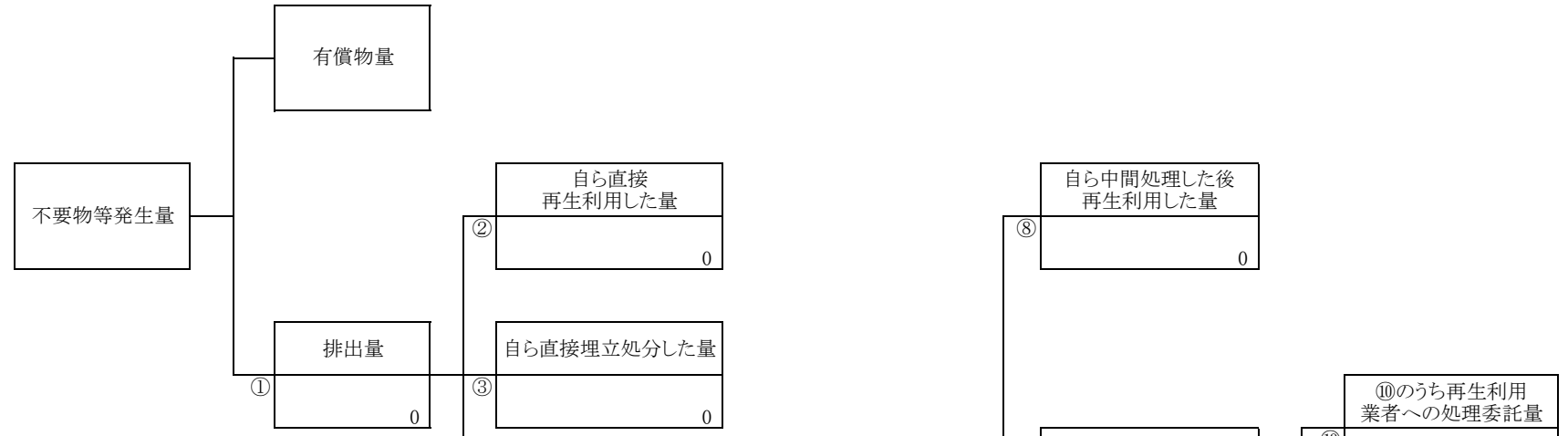
特別管理産業廃棄物の種類： 廃油(有害)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類：汚泥(有害)

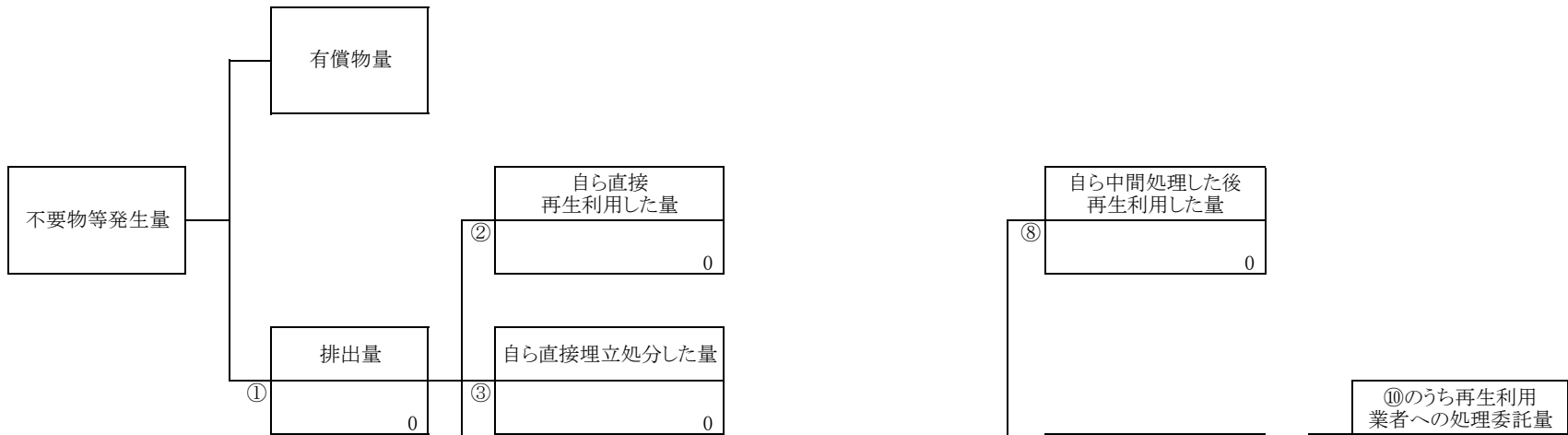


項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類： 廃酸(有害)

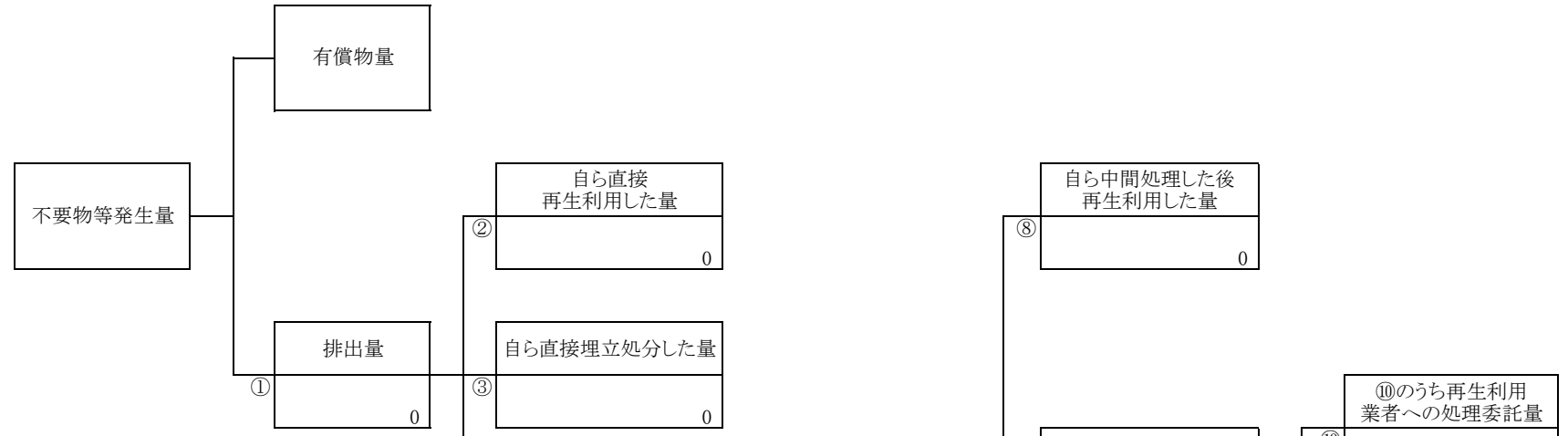
)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

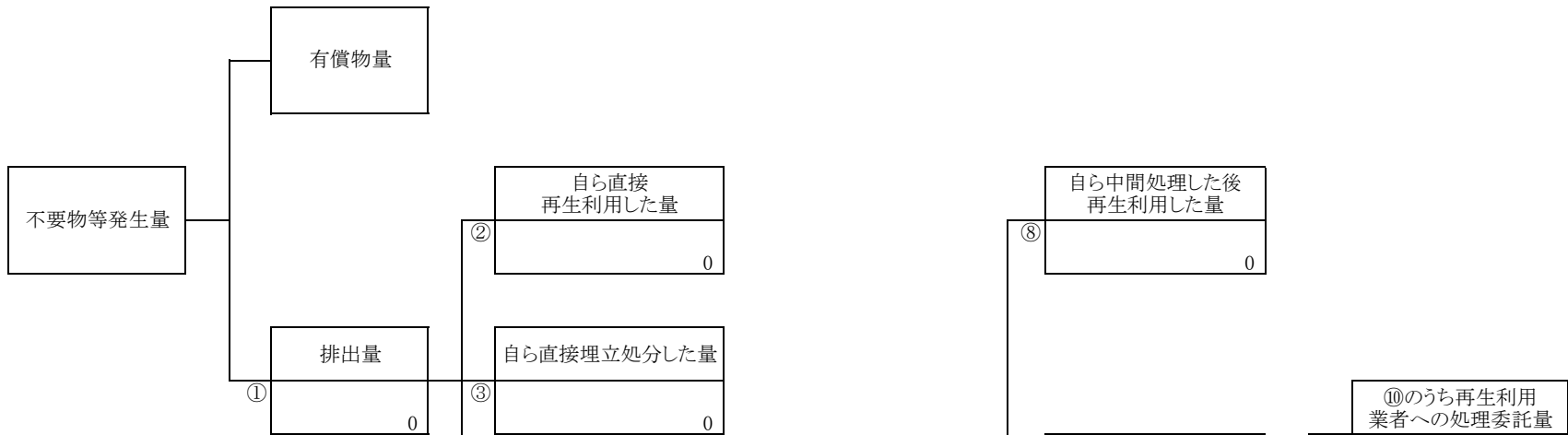
特別管理産業廃棄物の種類： 廃アルカリ(有害)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画の実施状況

特別管理産業廃棄物の種類: 0)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。